

令和 8 年度における防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正について

防災課

本年 7 月 14 日に中央防災会議が開催され、防災基本計画の修正が決定されるとともに、翌 15 日付で消防庁防災業務計画の修正（「第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準」の修正を含む。）を行いました。

各地方公共団体におかれましては、災害対策基本法第 40 条及び第 42 条の規定に基づき、両計画の修正事項を踏まえて、地域防災計画を見直していただくようお願いいたします。

なお、防災基本計画の全文については、内閣府のホームページ（<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>）に、また、消防庁防災業務計画の全文については消防庁のホームページ（<https://www.fdma.go.jp/laws/laws/items/bousaigyomukeikaku.pdf>）に掲載していますのでご参照ください。

以下では、両計画の修正事項のうち、消防防災分野の主要なものについて概説します。なお、消防庁防災業務計画の修正については、「第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置」に係る修正は「Ⅱ」を、「第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準」に係る修正は「Ⅲ」を記載しております。

①新たな防災気象情報の運用開始を踏まえた修正（Ⅲ）

気象業務法の改正や、これに関連する令和 8 年 5 月の新たな防災気象情報の運用開始を踏まえ、所要の修正を行いました。

②指定緊急避難場所における避難環境の確保等（Ⅱ・Ⅲ）

地方公共団体において、指定緊急避難場所での避難環境の確保等として、発災後速やかに避難者を把握するための衛星電話や監視カメラの設置、熱中症対策・防寒対策を行うための備蓄、民間施設を活用する場合に災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供が行われるための施設管理者との事前調整、要配慮者が円滑に避難するためのバリアフリー環境の整備等に努めることについて定めました。

③Lアラートを通じた迅速・正確な情報発信（Ⅱ・Ⅲ）

地方公共団体等が Lアラート（災害情報共有システム）を通じ、災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努めることについて定めました。

④防災訓練と国民保護訓練の連携（Ⅱ・Ⅲ）

地方公共団体が実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意することについて定めました。

⑤こども・若者の意見反映・参画の促進（Ⅱ・Ⅲ）

防災体制においてこども・若者も含めた多様な主体の視点が反映されるよう留意することについて定めるとともに、自主防災活動においてもこども・若者等の参画促進に努めることについて定めました。

⑥林野火災の消火に係る消火薬剤の効果的な活用（Ⅱ）

火災の状況、消火剤の適性、運搬・混合作業等現場の運用への影響を踏まえた効果的な消火薬剤の活用について、消防庁が助言等を行うことを定めました。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525